

# 均等割・所得割の軽減について

●平成28・29年度保険料で計算した場合

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{一人あたり44,800円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額-基礎控除33万円) × 所得割率8.92\%} \end{matrix} = \text{年間保険料額(100円未満切り捨て)}$$

<単身世帯のケース>

①本則

年金収入	均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
80万円	13,440円 (7割軽減)	+	0円	=	13,400円
150万円	13,440円 (7割軽減)	+	0円	=	13,400円
170万円	22,400円 (5割軽減)	+	15,164円 (軽減なし)	=	37,500円
200万円	35,840円 (2割軽減)	+	41,924円 (軽減なし)	=	77,700円
250万円	44,800円 (軽減なし)	+	86,524円 (軽減なし)	=	131,300円

③平成29年度(所得割を2割軽減とする)

年金収入	均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
80万円	4,480円 (9割軽減)	+	0円	=	4,400円
150万円	6,720円 (8.5割軽減)	+	0円	=	6,700円
170万円	22,400円 (5割軽減)	+	12,131円 (2割軽減)	=	34,500円
200万円	35,840円 (2割軽減)	+	33,539円 (2割軽減)	=	69,300円
250万円	44,800円 (軽減なし)	+	86,524円 (軽減なし)	=	131,300円

↓ 激変緩和

②特例(平成20年度から現在までの措置)

年金収入	均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
80万円	4,480円 (9割軽減)	+	0円	=	4,400円
150万円	6,720円 (8.5割軽減)	+	0円	=	6,700円
170万円	22,400円 (5割軽減)	+	7,582円 (5割軽減)	=	29,900円
200万円	35,840円 (2割軽減)	+	20,962円 (5割軽減)	=	56,800円
250万円	44,800円 (軽減なし)	+	86,524円 (軽減なし)	=	131,300円

④平成30年度(所得割を本則に戻す)

年金収入	均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
80万円	4,480円 (9割軽減)	+	0円	=	4,400円
150万円	6,720円 (8.5割軽減)	+	0円	=	6,700円
170万円	22,400円 (5割軽減)	+	15,164円 (軽減なし)	=	37,500円
200万円	35,840円 (2割軽減)	+	41,924円 (軽減なし)	=	77,700円
250万円	44,800円 (軽減なし)	+	86,524円 (軽減なし)	=	131,300円

※均等割は、低所得者に配慮して今般は据え置きとし、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて見直す。

# 元被扶養者の軽減について

補足資料2

●元被扶養者とは、後期高齢者医療制度に加入する前日(75歳到達の前日)に配偶者や子等の職場の健康保険の被扶養者であった者をいう。

●平成28・29年度保険料で計算した場合

均等割額		所得割額		
一人あたり44,800円	+	(総所得金額－基礎控除33万円)×所得割率8.92%	=	

=年間保険料額(100円未満切り捨て)

<元被扶養者の年金収入が220万円のケース>

①本則

加入期間	均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
2年以内の方	22,400円 (5割軽減)	+	59,764円 (軽減なし)	=	82,100円
2年を超えている方	44,800円 (軽減なし)	+	59,764円 (軽減なし)	=	104,500円



激変緩和

②特例(平成20年度から現在までの措置)

加入期間	均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
区分なし	4,480円 (9割軽減)	+	0円	=	4,400円



③平成29年度(均等割を7割軽減とする)

加入期間	均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
区分なし	13,440円 (7割軽減)	+	0円	=	13,400円



④平成30年度(均等割を5割軽減とする)

加入期間	均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
区分なし	22,400円 (5割軽減)	+	0円	=	22,400円



⑤平成31年度(均等割を本則に戻す)

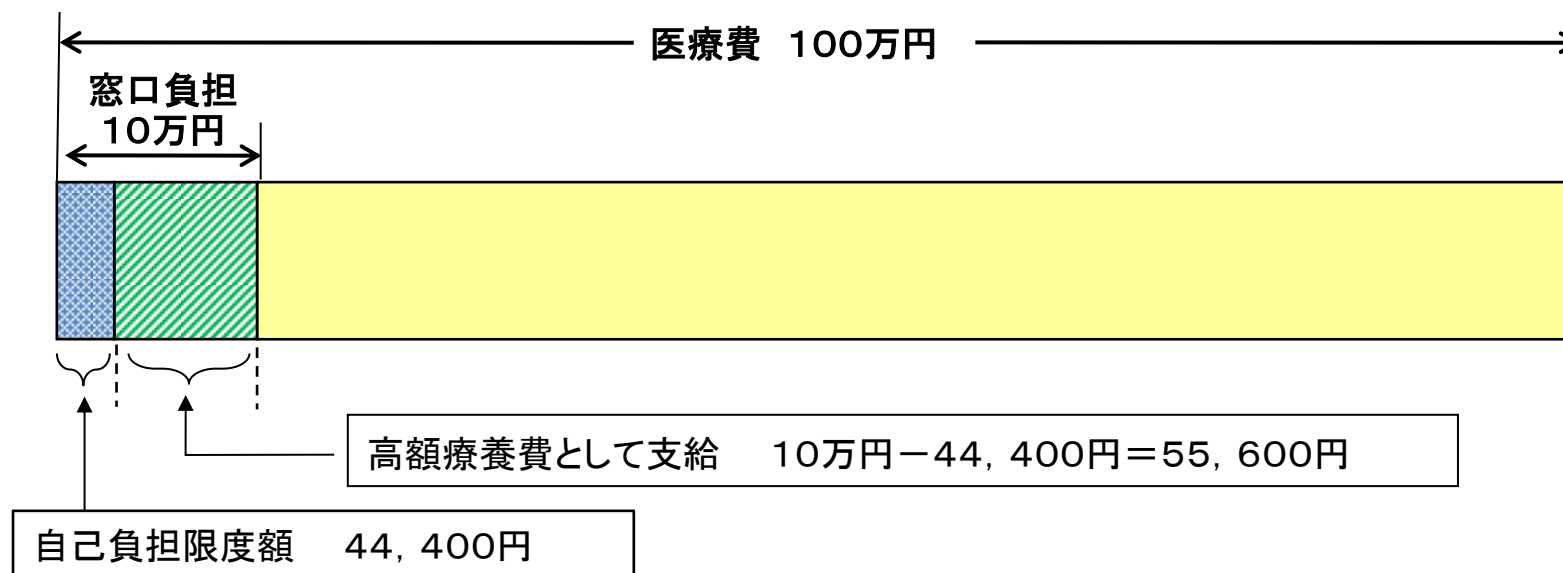
加入期間	均等割額	+	所得割額	=	年間保険料額
2年以内の方	22,400円 (5割軽減)	+	0円	=	22,400円
2年を超えている方	44,800円 (軽減なし)	+	0円	=	44,800円

※所得割は、当面は賦課せず、賦課開始時期を引き続き検討。

## 高額療養費制度の概要

- 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い（※）される制度。
  - （※1）入院の場合、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みを導入
  - （※2）外来でも、平成24年4月から、同一医療機関で自己負担限度額を超える場合に現物給付化を導入
- 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

（例）70歳以上・一般区分の場合（1割負担）

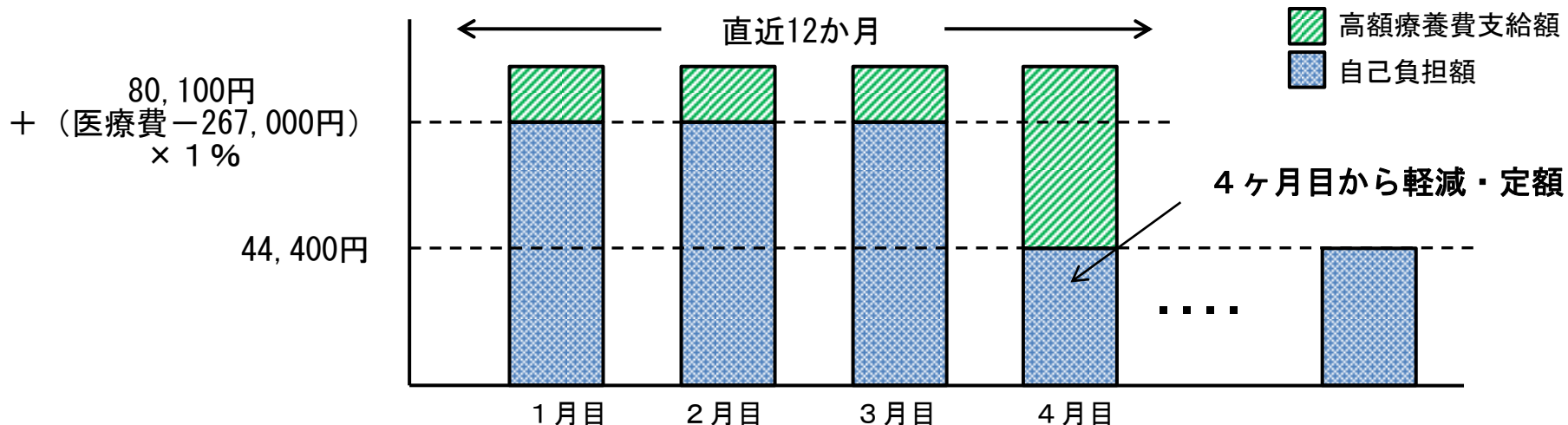


（注）同一の医療機関における一部負担金では限度額を超えない場合であっても、同じ月の複数の医療機関における一部負担金（70歳未満の場合は2万1千円以上であることが必要）を合算することができる。この合算額が限度額を超えれば、高額療養費の支給対象となる。

# 高額療養費の多数該当の仕組み

○ 同一世帯で、直近12か月間に高額療養費が支給された月が3か月以上になった場合は、4か月目から自己負担限度額が軽減された定額となる。

<70歳以上／一般区分の場合>



69歳以下	所得区分	軽減前の自己負担限度額	➔	多数回該当の場合	
	年収約1160万円～	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円	
	年収約770～1,160万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円	
	年収約370～770万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	
	～年収約370万円	57,600円		44,400円	
	低所得者	35,400円		24,600円	
70歳以上	所得区分	軽減前の自己負担限度額	➔	多数回該当の場合	
	現役並み所得者	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円	

(注) 「一般」や「低所得者」の区分の方については、多数回該当の適用はない。